

税務に関する主な届出書・申告書

平成22年7月31日現在の法令等にもとづいております。
詳しくは中川税理士事務所までお問い合わせください。

届出書・申告書の名称		どんな場合に？	期限はいつまで？
個人	開業届	新たに事業を開始した時	開業の日から1ヶ月以内
	青色申告承認申請書	青色申告の承認をうけようとする場合	青色申告を始める年の3月15日まで (1月16日以後に開業した時は開業の日から2ヶ月以内)
	青色専従者給与に関する届出書	青色事業専従者に支払った給与を必要経費に算入したい場合	青色申告を始める年の3月15日まで (1月16日以後に開業した時、新たに専従者がいることとなった時はその日から2ヶ月以内)
法人	法人設立届出書	法人を設立した時	設立登記の日から2ヶ月以内
	青色申告承認申請書	青色申告をしたい場合	青色申告をしようとする事業年度開始の日の前日まで 設立1期目は次のいずれか早い日まで ・設立の事業年度終了の日の前日 ・設立の日から3ヶ月を経過した日の前日
個人 法人 共通	給与関係		
	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	新しく事業所等を開設・移転・廃止した場合	1ヶ月以内
	納期の特例の承認に関する申請書	源泉徴収した所得税額を年2回(1月・7月)納付する場合 給与受給者が10人未満の事業所に限ります。 申請をしない場合は翌月10日が納付期限です。 申請書の提出月の翌月からの適用となります。 (例) 3月提出 3月分は4月10日までに納付。 4～6月分は7月10日に納付。	随時
	消費税関係		
	消費税課税事業者届出書	課税事業者となった時	速やかに
	消費税課税事業者選択届出書	免税事業者が課税事業者になることを選択しようとする場合 2年間は強制適用になります やめようとする場合は選択不適用届出書を提出しなければなりません。	選択しようとする課税期間の開始の日の前日まで
消費税簡易課税制度選択届出書	簡易課税制度の適用を受けようとする場合 2年間は強制適用になります やめようとする場合は選択不適用届出書を提出しなければなりません。	選択しようとする課税期間の開始の日の前日まで	